

苫小牧工業高等専門学校外国人留学生規則

規則第26号

制 定 平成3年2月18日
一部改正 平成4年4月1日
一部改正 平成14年4月1日
一部改正 平成16年4月1日
一部改正 平成28年2月23日

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第53条第2項の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において留学生とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する外国の国籍を有する者で、本校に入学を許可された者をいう。

(区分)

第3条 留学生は、次の各号に区分する。

- 一 国費外国人留学生
- 二 外国政府派遣留学生
- 三 私費外国人留学生

(入学)

第4条 留学生は定員外とし、第3学年に入学を許可するものとする。

2 留学生の入学の時期は、学年の始めとする。

(検定料等の免除)

第5条 国費外国人留学生の検定料、入学料及び授業料は、国費外国人留学生留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）第11条第1項の規定に基づき徴収しない。

(教育課程)

第6条 留学生の第3学年における教育課程は、一般科目、専門科目及び特別活動とし、一般科目及び専門科目については、学則第14条の規定にかかわらず、各留学生ごとに特別に編成することができるものとする。

2 留学生の第4学年及び第5学年における教育課程は、原則として学則第14条の規定するところによるものとする。

(外国人留学生指導教員)

第7条 留学生に対し学習及び生活面等における指導及び助言を行うため、留学生ごとに

外国人留学生指導教員（以下「指導教員」という。）1名を置くものとする。

- 2 指導教員は、留学生が所属する学科の教員の中から、当該学科長の推薦に基づき、校長が命ずる。

（外国人留学生相談員）

第8条 留学生の学習上の援助及び日常生活上の助言等を行うため、原則として、入学後2年以内の留学生に対して外国人留学生相談員（以下「チューター」という。）を置くものとする。

- 2 チューターは、原則として、留学生が所属する系の学生の中から、当該学科長の推薦に基づき、校長が委嘱する。

- 3 チューターは、適宜、留学生の相談に応ずるとともに、定期的に指導教員に連絡し、その指導を受けるものとする。

（住居）

第9条 留学生は、原則として学生寮に入寮するものとする。

（事務）

第10条 留学生に関する事務は、学生課で処理する。

（学則等の準用）

第11条 この規則に定めるもののほか、留学生に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成3年2月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。